船舶事故等調査報告書

平成２５年８月２９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１３仙第８号
事故等種類	衝突
発生日時	平成２４年１２月５日　２０時３０分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港 大船渡港珊瑚島北灯台から真方位００５°１，３２０ｍ付近 （概位　北緯３９°０３．０′　東経１４１°４３．７′）
事故等調査の経過	平成２５年２月２５日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　貨物船　第二幸栄丸、４９８トン １３４０４７、氏神海運有限会社 Ｂ　土運船　Ｄ－１５、総トン数不詳 なし、三協産業株式会社
乗組員等に関する情報	船長Ａ、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	Ａ　右舷船首部外板に凹損 Ｂ　左舷船首部及び船尾部の防舷物に擦過痕
事故等の経過	Ａ船は、船長Ａほか４人が乗り組み、低気圧が接近して来るので、避難のために大船渡港の港奥にある公共ふ頭付近に向けて同港内を北進中、船長Ａが、前方に小さな灯りが見え隠れする２～３隻の台船又は土運船（以下「台船等」という。）らしきものを認め、１．５海里レンジに設定したレーダーで確認したが、台船等の映像を偽像と思い、航行を続けていたところ、平成２４年１２月５日２０時３０分ごろＡ船の右舷船首部と無人で錨泊中のＢ船の左舷とが衝突した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風速　約３m/s、視界　良好 海象：潮汐　下げ潮の初期
その他の事項	Ａ船のレーダーには、時々、偽像が映ることがあった。
分析	
乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし Ａ船は、大船渡港を北進中、船長Ａが、目視によって台船等らしきものを認め、レーダーで確認したが、台船等の映像を偽像と思い込んで航行したことから、無人で錨泊中のＢ船に向けて航行し、Ｂ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、Ａ船が、大船渡港を北進中、船長Ａが、目視によ

	って台船等らしきものを認め、レーダーで確認したが、台船等の映像を偽像と思い込んで航行したため、無人で錨泊中のＢ船に向けて航行し、Ｂ船と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・レーダー性能及び操作方法を熟知し、監視能力の向上に努めること。